

石橋第2配水区内の水道水に関するお知らせ

トピック
4

臨時給水所の閉鎖について

石橋第2配水区内の水道水の検査を定期的に行ってきましたが、4月7日以降、PFOS・PFOAについて、国の示す暫定目標値50ナノグラムを下回る数値を示し、その後も安定していることから、石橋北小学校臨時給水所及びセルフ給水所は5月30日をもって閉鎖しました。

飲料水用浄水器購入補助の延長

浄水器の継続利用にかかる費用を軽減するため、浄水器購入補助金を延長しました。既に本体の購入で補助を受けている方も、カートリッジのみの購入が対象となるなど制度を拡充しましたので、水道使用に不安を感じる方は浄水器の使用をご検討ください。

■対象者 石橋第2配水区域内の水道加入者

■対象となる浄水器 以下のすべてを満たすもの

- ・水道水を供給する給水装置に接続するもの
- ・有機フッ素化合物のPFOS・PFOAを除去するもの
- ・令和7年5月1日～7月30日の期間に購入したもの

※カートリッジのみの購入(複数購入)も対象。

※既に本体の購入で補助を受けている方はカートリッジ購入のみ補助対象。リース契約の場合は、令和7年1月1日以降に契約を開始したものが補助対象。

■補助内容

購入金額の2分の1(千円未満切捨て)

※上限金額1万円、1加入者1基まで。

※リース契約は令和7年5月1日～7月31日にかかった経費が補助対象です。令和7年4月30日以前に契約された方は別途お問い合わせください。

■申請期限 9月1日(月)

■申請書類

市ホームページから取得、または企業経営課までご連絡ください。

■申請方法

費用をお支払い後、申請書類を企業経営課へ郵送または窓口にて提出

オンライン申請の場合

二次元コードから申請

■提出先

上下水道局企業経営課
〒329-0492 笹原26
下野市役所2階

■問い合わせ先

企業経営課 ☎(32)8911



申込
フォーム



浄水器の
購入補助
について

雨水貯留施設設置費補助金

雨水貯留施設とは、雨水を溜めることができるタンクのことです。これにより、雨水を非常用生活水や散水などに活用することができます。

雨水貯留施設の設置は内水氾濫対策としても効果が期待されています。ゲリラ豪雨や台風に備えて、設置を検討してみませんか？

■補助金額

雨水貯留施設の設置に要した経費の2分の1(上限4万円)

■補助の条件

- ・中古品、自作でないこと
- ・150リットル以上
- ・密閉され水栓を備えている
- ・堅固で耐久性を有すること

■問い合わせ先

企業経営課 ☎(32)8911

下水道に関するお願い

早期接続にご協力ください

各家庭などの排水が公共下水道に接続されないと、下水道が整備されても十分な効果が発揮されなくなります。

下水道に接続することで、悪臭や害虫の発生を防ぎ、生活環境が良好に保たれ、河川などの公共用水域の水質改善につながります。下水道が使用できる区域で、まだ接続されていないご家庭は、下水道への早期接続をお願いします。また、公共下水道への切替工事を行う場合は、必ず下野市排水設備指定工事店で行ってください。

下水道の污水管への雨水侵入防止対策にご協力ください

市では、污水と雨水が別々の管を流れる「分流式下水道」を採用しています。そのため、污水と雨水を一緒に流すことはできません。

雨水が污水管へ流入すると、家庭から排出される污水が流れにくくなったり、豪雨の際の逆流などが発生します。

宅地内の雨水が污水管へ流入していないか(誤接続の有無など)をご確認いただき、もし誤った流入が確認された場合には、早急にご対応をお願いします。

宅地内の「雨水浸透ます」をきれいに保ってください

宅地内に設置されている雨水浸透ますは、泥やごみ、落ち葉などがたまった状態であると、浸透効果が十分に発揮されません。

雨水浸透ます内を定期的に確認し、必要に応じて堆積物を取り除くなどして、きれいに保つようしてください。確認作業の際は、ふたの開閉時に指を挟まないよう注意して行ってください。

■問い合わせ先

企業経営課 ☎(32)8911